

OKAYAMA GUARANTEE REPORT 2021



さにもるくん



OKAYAMA GUARANTEE
岡山県信用保証協会



Contents

● ごあいさつ	1
● 岡山県信用保証協会の概要	
経営理念、経営ビジョン、プロフィール、商標・会章(シンボルマーク)	2
沿革	3
役員構成	4
組織	5
● 信用保証のしくみ	6
● おかやま子育て応援宣言企業	7
● コンプライアンスの取組	8
● 個人情報保護の取組	10
● 「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」について	14
● 創業支援・経営支援・再生支援の取組	16
● 広報活動・社会貢献活動の取組	20
● 信用保証の状況	
事業概況推移	22
金融機関群別動向	24
業種別動向	25
融資制度別動向	26
● 令和2年度事業報告	
令和2年度の業績	27
収支計算書	28
貸借対照表	29
基本財産の推移、基本財産の構成	30
● 令和3年度～令和5年度中期事業計画	31
● 令和3年度経営計画	32
● 事業所及び担当区域のご案内	

《信用保証をご利用になる皆さまへ》暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

岡山県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的 勢力とは

- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- 暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込に当たっては、申込人及び保証人が反社会的勢力等に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないこと等を表明確約する旨の書類の提出をお願いいたします。

※統計資料の個々の金額は、四捨五入し千円単位・百万単位にしていますので、個々の金額の合計と、合計欄の金額が一致しない場合があります。
※構成比の数字は、小数点第二位を四捨五入していますので、個々の構成比の合計が、100%にならない場合があります。

ごあいさつ



会 長

足羽 憲治

平素より当協会の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
この度、当協会のディスクロージャー誌「OKAYAMA GUARANTEE REPORT 2021」を刊行いたしました。

本誌では、「令和2年度経営計画」に沿った取組や業務実績、また、新たに策定しました「令和3年度～令和5年度中期事業計画」及び「令和3年度経営計画」の概要などをとりまとめて掲載しておりますので、是非ご一読いただき、経営上のご参考にしていただければ幸いです。

さて、国内外で猛威を振るう新型コロナウイルスは、変異株を含めて感染が拡大しており、我が国ではまん延防止等重点措置の適用地域の拡大、4月には3度目となる緊急事態宣言が発令され、岡山県も対象地域に追加されるなど、第4波と言われるコロナ禍にあります。不要不急の外出自粛や時短・休業要請等による各種制限によって社会・経済活動が抑制され、未だ収束の目途が立たないことから、景気の先行き不透明感は一層増しております。

この歴史的な危機的状況の中において、当協会は経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者が早期に活力ある事業活動を行えるよう、金融支援はもとより、経営改善支援、事業再生支援、事業転換・事業承継支援や条件変更先への正常化支援等にも軸足を置き、中小企業・小規模事業者の生産性の更なる向上と、コロナ後の新たな日常を踏まえた地域経済の力強い回復に向け貢献してまいりたいと考えております。

今後も、役職員が一丸となり、「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指し、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして尽力してまいりますので、関係者の皆様のより一層のお力添えとご利用を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年6月

岡山県信用保証協会の概要

経営理念

私たち岡山県信用保証協会は、中小企業者の皆さまとともに歩み、未来への可能性と創造力を積極的に支援し、地域社会の発展に貢献いたします。

経営ビジョン

「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指します。

プロフィール

(令和3年3月31日現在)

根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
設立	昭和23年10月25日
目的	本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (岡山県信用保証協会定款第1条)
基本財産	34,719百万円
保証債務残高	件数 41,507件 金額 470,245百万円
利用企業者数	21,463企業
役員数	常勤役員5名 職員80名
事務所	本所 岡山市北区野田二丁目12番23号 倉敷支所 倉敷市大島54番地2 津山支所 津山市大手町3番の4

商標・会章(シンボルマーク)



O K A Y A M A G U A R A N T E E

岡山県信用保証協会

お客様に安心して当協会のサービスを利用していただくために、平成24年6月22日、上記商標を登録いたしました。

協会名の左側にあるブルーの会章(シンボルマーク)は、岡山県信用保証協会の頭文字(OSH)を組み合わせ、鳥に図案化し、大きく羽ばたき無限の発展をはかろうという願いをこめたものです。

岡山県信用保証協会の沿革

年 月 日	内 容
昭和23年10月25日	創立総会
昭和23年11月 9 日	社団法人岡山県信用保証協会設立認可
昭和23年11月22日	業務開始
昭和25年 3 月31日	財団法人岡山県信用保証協会設立認可
昭和28年 8 月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年 3 月31日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和33年 7 月29日	保証債務残高10億円突破
昭和34年 5 月 1 日	児島支所開設
昭和34年 5 月15日	津山支所開設
昭和36年10月31日	保証債務残高30億円突破
昭和39年10月15日	井原支所開設
昭和40年12月 8 日	保証債務残高100億円突破
昭和42年10月16日	高梁支所開設
昭和43年 6 月24日	保証債務残高200億円突破
昭和48年 8 月20日	倉敷支所開設
昭和49年 3 月18日	本所事務所新築移転（岡山市野田）
昭和50年 3 月26日	保証債務残高1,000億円突破
昭和51年10月 1 日	備前支所開設
平成 3 年 3 月31日	保証債務残高2,000億円突破
平成 8 年11月30日	保証債務残高3,000億円突破
平成 9 年 4 月 1 日	高梁支所を倉敷支所に統合
平成10年12月29日	保証債務残高4,000億円突破
平成13年 1 月25日	保証協会債権回収株式会社設立（本社 東京）
平成13年 4 月10日	保証協会債権回収株式会社岡山営業所 事業開始
平成18年 4 月 1 日	備前支所を本所に統合
平成19年 3 月 5 日	倉敷支所事務所新築移転
平成19年 4 月 1 日	児島支所を倉敷支所に統合
	井原支所を倉敷支所に統合
平成21年 1 月 5 日	新電算システム（グローバルネクスト）稼動
平成22年 1 月 4 日	津山支所事務所新築
平成30年 4 月27日	本所事務所外壁工事 竣工
平成31年 3 月31日	保証協会債権回収株式会社岡山営業所 事業休止
令和 2 年 6 月17日	保証債務残高3,000億円突破
令和 2 年 9 月 9 日	保証債務残高4,000億円突破

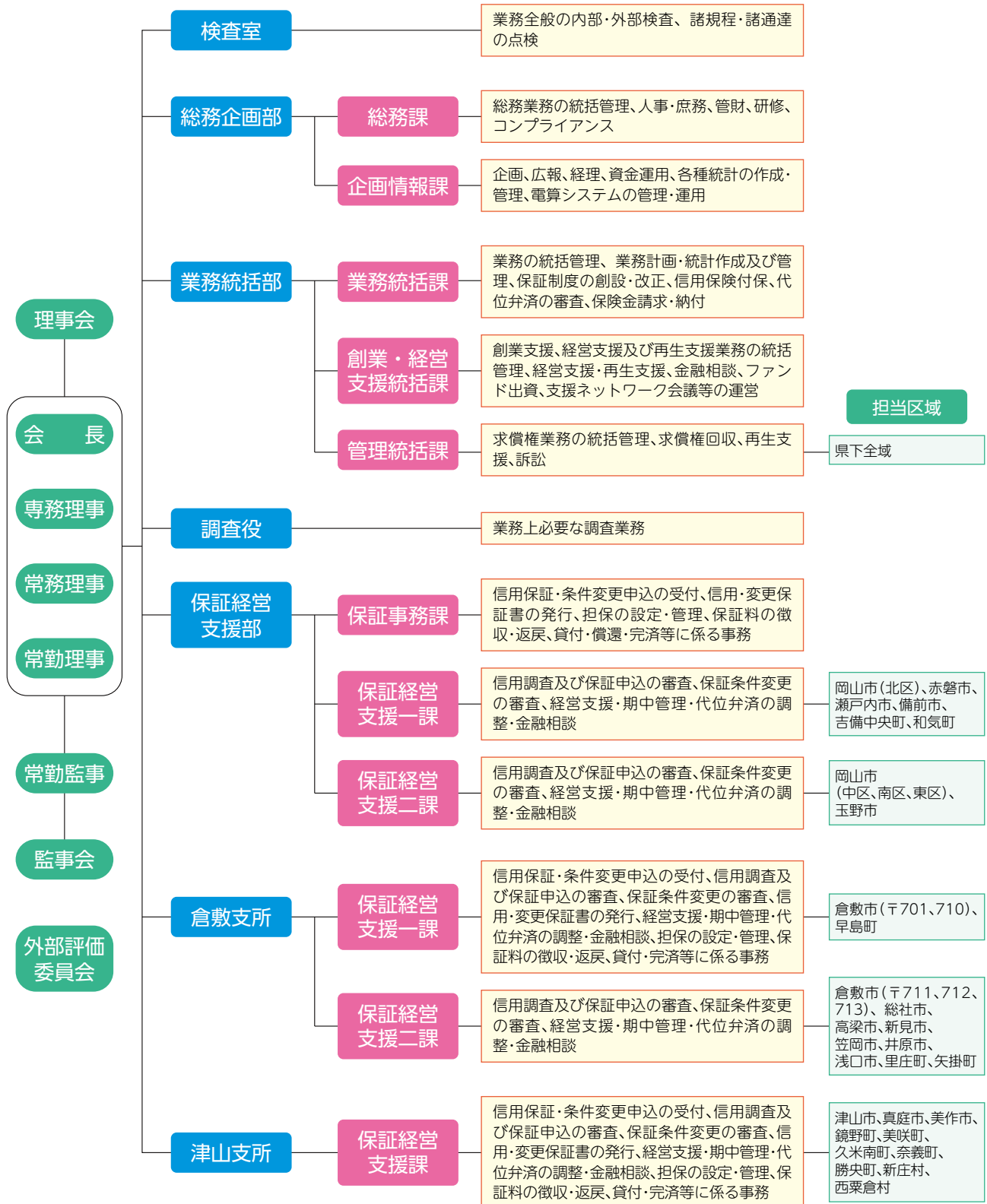
役員構成

(令和3年3月31日現在)

役 職	氏 名	常勤・非常勤	出身母体又は現職
会 長	足羽 憲 治	常 勤	常勤
専務理事	太田 増 人	常 勤	常勤
常務理事	菱川 邦 弘	常 勤	常勤
常勤理事	井原 英 二	常 勤	常勤
理 事	小林 健 二	非常勤	岡山県産業労働部長
理 事	片岡 聡 一	非常勤	岡山県市長会 会長
理 事	山崎 親 男	非常勤	岡山県町村会 会長
理 事	天野 学	非常勤	岡山県議会議員
理 事	小田 春 人	非常勤	岡山県議会議員
理 事	加藤 貞 則	非常勤	株式会社中国銀行 取締役頭取
理 事	高木 晶 悟	非常勤	株式会社トマト銀行 取締役社長
理 事	桑田 真 治	非常勤	岡山県信用金庫協会 会長
理 事	山本 國 春	非常勤	岡山県信用組合協会 会長
理 事	松田 久	非常勤	岡山県商工会議所連合会 会長
理 事	晝田 眞 三	非常勤	岡山県中小企業団体中央会 会長
理 事	金谷 征 正	非常勤	岡山県商工会連合会 会長
常勤監事	鈴木 克 仁	常 勤	常勤
監 事	吉田 光 宏	非常勤	岡山県産業労働部次長
監 事	福原 一 義	非常勤	公認会計士・税理士

組織

(令和3年3月31日現在)



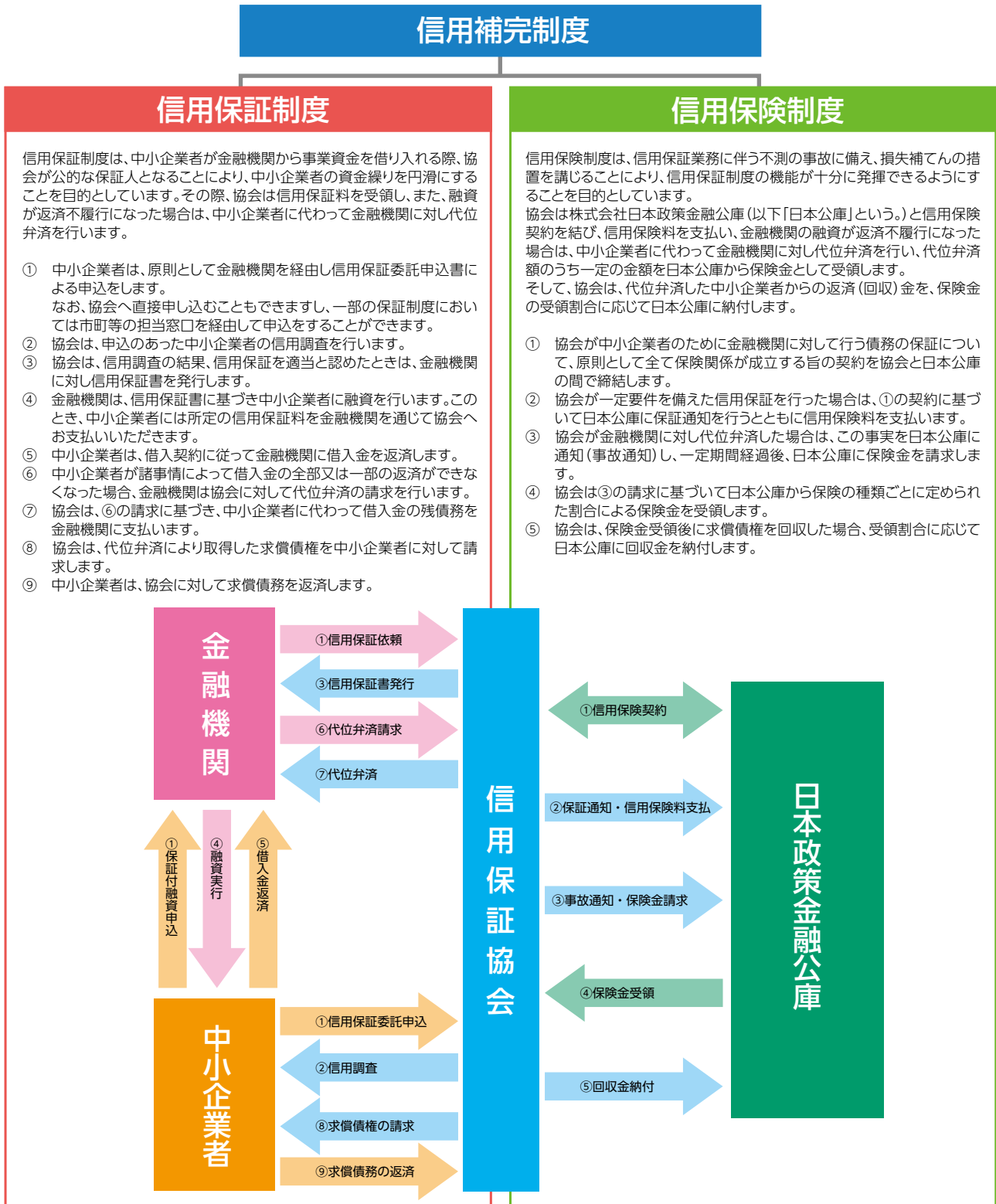
岡山県信用保証協会の概要

信用保証のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会（以下「協会」という。）が保証人となって借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。2つの制度は総称して信用補完制度と呼ばれています。

協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



おかやま子育て応援宣言企業



「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度とは？

従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所が宣言し、県が登録する制度です。

岡山県信用保証協会は、令和元年10月31日に「おかやま子育て応援宣言企業」に登録されました。

子 育 て 応 援 宣 言

仕事と子育ての両立を応援するため、次の取組を行うことを宣言します。

- 夏季特別休暇や3日連続休暇を含めた年次休暇が取得しやすい職場環境を整備し、ワークライフバランスの推進に努めます。
- 充実した育児休業規程の活用を促し、子育て中でも働きやすい職場を目指します。

コンプライアンスの取組

協会は、基本的業務に鑑み、社会的信用そのものが運営管理の基本であるため、公共的使命に反し、その信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが必要です。

コンプライアンスとは、「役職員一人ひとりが、信用保証協会の公共性、社会的使命を十分に自覚し、法令をはじめ岡山県信用保証協会の就業規則及び諸規程さらには確立された社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守して、業務を正確に処理し円滑に遂行すること」であり、同時に、業務運営のあらゆる局面で生じるリスクを事前に防止するという極めて重要なリスク管理機能をあわせ持っています。

これらを実践していくために、当協会では倫理憲章、行動規範及びコンプライアンス推進体制等を盛り込んだ「岡山県信用保証協会コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章

公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

行動規範

法令・ルール等の遵守

職務を遂行するにあたって、法令や業務に関わる諸規程・ルール等を遵守します。また、一般人として守るべき法令及び社会的規範を遵守し、倫理観、正義感をもって行動します。

誠実な職務の遂行

約束を守ることはもちろん、お客様との間の契約における義務、当然に果たさなければならない義務は誠実に履行します。

守秘義務の履行

情報が外部に漏洩しないように細心の注意を払います。

職務上の地位と関係者との付き合い

勤務中に私的目的と疑われるような行動を慎み、また私的利益を目的とする行動はしません。

職場秩序の維持

職場秩序の保持に努め、職場の内外を問わず、協会職員として品位ある行動に努めます。

異常時の対応

異常時には的確かつ迅速な判断と臨機応変な対応を心がけます。

コンプライアンス関連事項への対応

苦情、反社会的勢力(不当要求)対応、事件・事故、セクハラ、パワハラ、自然災害等が発生した場合には、それぞれの対応マニュアル、内規等に沿って行動します。

コンプライアンス関連・規程及びマニュアル

セクシュアルハラスメントの防止に関する規程

職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために役職員が遵守すべき事項及び性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めます。

パワーハラスメントの防止に関する規程

職場におけるパワーハラスメントを防止するために役職員が遵守すべき事項及びパワーハラスメントの疑いのある言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めます。

不祥事件対応マニュアル

役職員の不祥事件の発生を未然に防止するとともに、事件発生時に適切に対応することを目的とします。

反社会的勢力(不当要求)対応マニュアル

反社会的勢力や不当要求を行う者を金融取引等から排除することにより、信用保証協会の適正円滑な業務を確保し、役職員のみならず顧客等の様々な利害関係者が被害を受けることを防止することを目的とします。

苦情処理対応マニュアル

協会業務の公平性や透明性を確保しつつも相手の立場に立って対応し、顧客サービスのより一層の充実を図ることを目的とします。

第三者介在排除マニュアル

金融斡旋屋等の第三者が介在する信用保証制度悪用を防止することを目的とします。

交通事故対応マニュアル

役職員が交通事故の当事者や関係者となった場合の対応を示し、適切な事故処理が常になされることを目的とします。

非常災害等対策マニュアル

天災地変など非常災害等の緊急事態発生時における事業継続計画の実行、被災した役職員並びにその家族の救援及び緊急事態に備えての平常時活動に関する事項を定め、役職員の生命、身体の安全確保を図るとともに、協会業務の継続と迅速な復旧を確保することにより、協会の社会的使命を果たすことを目的とします。

事業継続計画(BCP)

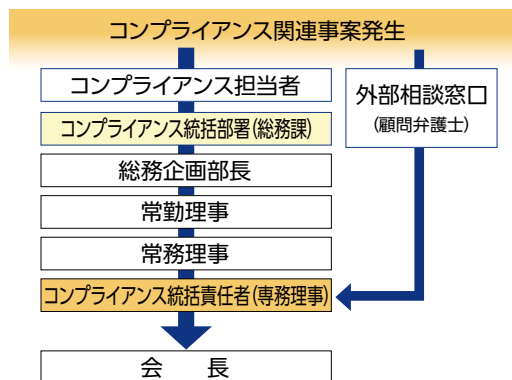
天災地変など非常災害時の緊急事態発生時において、役職員及びその家族の安全を確保しながら協会業務の継続と迅速な復旧を確保することにより、協会の社会的使命を果たすことを目的として策定します。

マスコミ対応マニュアル

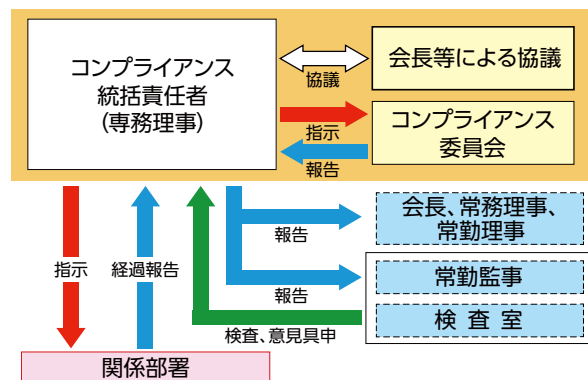
報道機関への情報提供に対する協会の対応体制や留意事項を明確にすることにより、情報提供を適時・的確に行ない、協会の社会的姿勢を示すことを目的とします。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンス関連事案発生時の相談・報告手順



コンプライアンス関連事案に係る決定・指示



第三者介在・介入、反社会的勢力の排除

当協会では、次のとおり取り扱っております。

- 申込に際しては、第三者の介入をお断りします。
- 金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する申込は、お断りします。
- 申込手続や債務返済などについてのご相談は、必ずご自身で行ってください。
- 反社会的勢力とは、取引しません。

個人情報保護の取組

個人情報保護宣言

岡山県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めます。

個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「当保証協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

個人データの適正管理

お客様の個人データについては、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

保有個人データの開示・ 利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

保有個人データの訂正・削除、 利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除します。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止します。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止します。
具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

開示・利用目的の通知・訂正・ 利用停止・第三者提供の停止・ 安全管理措置・相談・質問・ 苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086-243-1121
担当部署	総務企画部 総務課

個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

岡山県信用保証協会は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な取扱いに努めて参ります。

関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、特定個人情報等の取扱いに関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、並びに「個人情報の保護に関する法律」を遵守します。

利用目的

当協会は、提供を受けた特定個人情報等を以下の目的で利用します。

- 謝金、不動産使用料等の支払先の特定個人情報等
 - ・ 謝金、料金、契約金に関する支払調書作成事務
 - ・ 不動産取引に関する支払調書作成事務
- 当協会の役職員等の特定個人情報等
 - 【税務】
 - ・ 源泉徴収票作成事務
 - ・ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務
 - 【社会保険】
 - ・ 健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金に関する届出、申請、請求事務
 - ・ 雇用保険・労災保険に関する届出、申請、請求事務
- 当協会役職員等の配偶者及び扶養親族等の特定個人情報等
 - 【税務】
 - ・ 源泉徴収票作成事務
 - 【社会保険】
 - ・ 健康保険・厚生年金保険に関する届出事務
 - ・ 国民年金第3号被保険者の届出事務

安全管理措置に関する事項

当協会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために、別途「岡山県信用保証協会個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、これを遵守します。

委託の取扱

当協会は、特定個人情報等の取扱を第三者に委託することがあります。この場合、当協会は、番号法及び個人情報保護法に従って、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

継続的改善

当協会は、特定個人情報等の取扱を継続的に改善するよう努めます。

特定個人情報等の開示

当協会は、本人又はその代理人から、当該特定個人情報等に係る保有個人データの開示の請求があったときは、次の場合を除き、遅滞なく回答します。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 法令に違反することとなる場合

特定個人情報等の開示、質問及び苦情処理の窓口

特定個人情報等に係る保有個人データの開示に関するお問い合わせ、質問又は苦情に関する対応窓口は、以下のとおりです。

住 所	岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086-243-1121
担当部署	総務企画部 総務課

「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」について

申込受付期間

令和2年5月1日～令和3年3月31日(申込分)

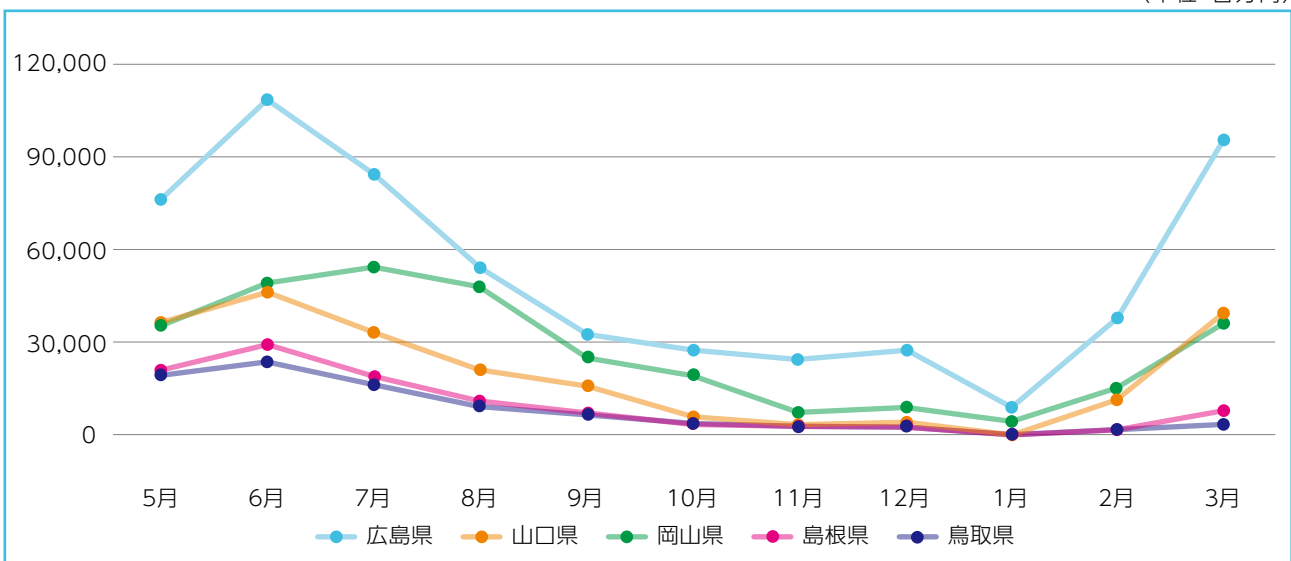
(令和3年5月31日貸付分まで)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業経営において必要な資金の調達に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金の融通を円滑化することにより、その事業の継続及び経営の安定を図ることを目的に創設されました。

本制度は、中小企業・小規模事業者への融資窓口を拡充する観点から、地方公共団体の制度融資を活用し、売上高が減少した中小企業・小規模事業者が民間金融機関でも実質無利子・無担保・据置期間5年間・保証料減免の融資を受けることができました。

中国5県の月別保証承諾額

(単位:百万円)

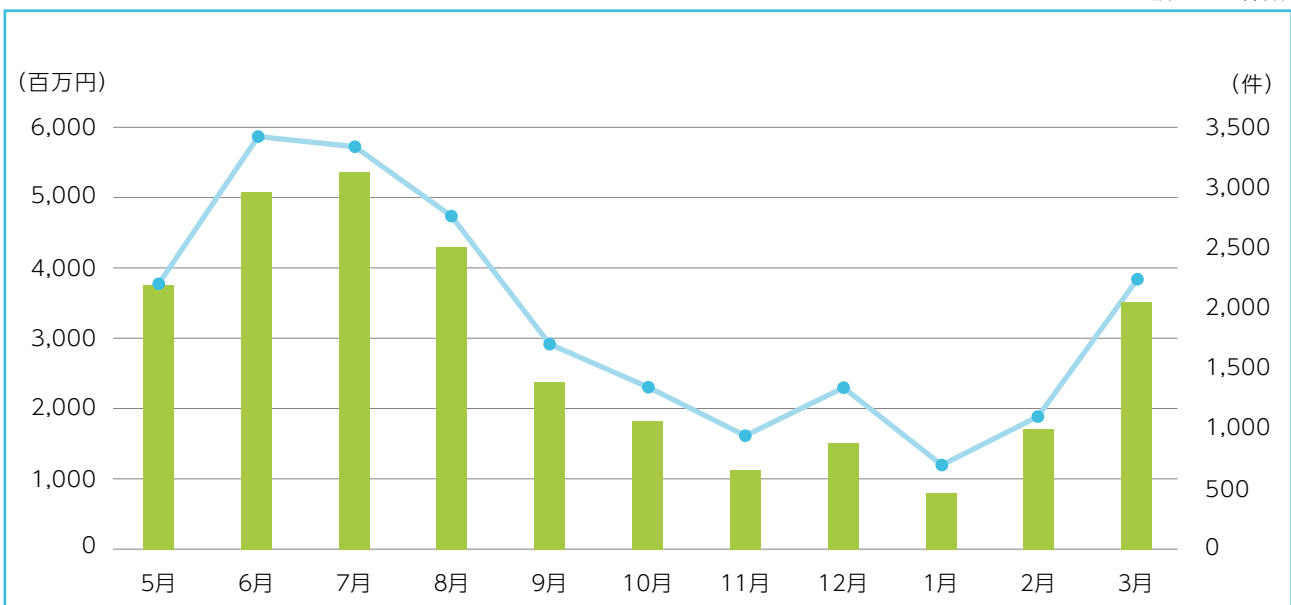


(参考:各信用保証協会)

当協会の実績

月別保証承諾状況

■ 金額 ● 件数



業種別保証承諾状況

(単位:百万円、%)

区 分	保 証 承 諾				
	件 数	金 額	前年比	構成比	前年構成比
製 造 業 計	3,698	61,899	349.0	19.8	18.5
食 料 品 工 業	284	4,851	307.3	1.6	1.6
織 維 品 工 業	460	8,345	296.9	2.7	2.9
木 材 木 製 品 工 業	83	1,320	252.4	0.4	0.5
家 具 建 具 工 業	124	1,712	484.0	0.5	0.4
紙 工 業	43	808	358.0	0.3	0.2
印 刷 製 本 業	177	3,025	336.7	1.0	0.9
化 学 工 業	31	593	194.5	0.2	0.3
石 油 石 炭 製 品 工 業	5	95	179.2	0.0	0.1
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	167	3,194	379.8	1.0	0.9
皮 革 工 業	9	103	242.4	0.0	0.0
窯 業	160	2,872	330.0	0.9	0.9
機 械 工 業	559	10,467	383.0	3.4	2.8
電 気 機 器 工 業	116	2,110	298.0	0.7	0.7
車 両 工 業	142	2,636	295.3	0.8	0.9
船 舶 工 業	64	1,132	424.7	0.4	0.3
金 属 工 業	457	8,505	402.2	2.7	2.2
そ の 他 工 業	817	10,134	402.2	3.2	2.6
農 林 漁 業	49	723	211.2	0.2	0.4
鉱 業	26	605	273.8	0.2	0.2
建 設 業	5,866	89,838	346.9	28.8	27.0
卸 売 業	1,927	35,360	299.5	11.3	12.3
小 売 業	2,891	38,360	268.2	12.3	14.9
飲 食 店	1,620	14,914	419.1	4.8	3.7
運 送 倉 庫 業	807	17,563	231.5	5.6	7.9
サ ー ビ ス 業	3,564	44,362	340.7	14.2	13.6
不 動 産 業	589	7,594	706.4	2.4	1.1
そ の 他 産 業	88	908	232.7	0.3	0.4
合 計	21,125	312,127	325.3	100.0	100.0

※前年比は令和元年度の全制度の保証承諾額に対する岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金の保証承諾額で算出しています。

創業支援・経営支援・再生支援の取組

当協会は、ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストするため、以下の創業支援・経営支援・再生支援の取組を行いました。

信用保証料率の割引

(令和2年4月～令和3年3月)

中小企業者の資金繰りを支援するため、当協会独自の信用保証料率の割引として、小規模企業資金割引、創業資金割引、豪雨復旧支援割引、事業承継支援割引、地方創生割引、岡山県信用保証協会連携保証リニューアル記念割引、環境配慮型融資・特定社債割引を行いました。

概要は以下の通りです。

当協会独自の割引	対象	割引料率
小規模企業資金割引	「岡山県小規模企業支援資金(一般・小口零細融資)」及び各「市町小口資金」を利用して保証を受ける場合	▲0.20%
創業資金割引	創業者を対象とする融資制度を利用して保証を受ける場合	
豪雨復旧支援割引	①岡山県中小企業支援資金融資制度「危機対策資金」(セーフティネット保証4号(平成30年7月豪雨)の認定を受けたもの、知事特認に該当するもの)を利用する場合 ②災害関係特例(平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)を利用する場合 ③岡山市制度「経営安定資金融資」(平成30年7月豪雨に関する申込であり、岡山市融資制度要綱第18条第2項(2)「災害救助法の適用を受けた災害」に該当するものに限る)を利用する場合 ④倉敷市緊急融資制度(平成30年7月豪雨関連の4制度)を利用する場合 ・倉敷市小口資金(平成30年7月豪雨) ・倉敷市小口零細企業資金(平成30年7月豪雨) ・倉敷市特別小口資金(平成30年7月豪雨) ・倉敷市企業安定資金(平成30年7月豪雨)	
事業承継支援割引	事業承継を対象とする融資制度を利用する場合	
地方創生割引	ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)、おかやま創生保証を利用する場合	
岡山県信用保証協会連携保証リニューアル記念割引	岡山県信用保証協会連携保証(Wさぼーと、ウィズ)を利用する場合	
環境配慮型融資・特定社債割引	金融機関が取り扱う環境配慮型融資・特定社債(当協会が適当と認めたもの)の保証を利用する場合	

※上記割引は、併用ができません。

令和2年4月1日から国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、「岡山経営安定サポート2020事業」を実施しました。これは、返済緩和の条件変更を行っている中小企業者、経営の安定に支障をきたす恐れがある中小企業者、創業者（創業予定者を含む）、事業承継を予定又は事業承継後の中小企業者、生産性の向上を目指す中小企業者が対象となります。保証協会が金融機関や公的支援機関等と連携し、経営の安定を図ることを目的としており、次のような「専門家派遣事業」及びリファイナンスにより経営の安定化のお手伝いをする「ランクアップサポート事業」に取り組みました。

専門家派遣事業

《4つのコース》

- サポートコース …………… 専門家が1日につき2時間以上で2日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。
- 強化コース …………… 専門家が1日につき2時間以上で3日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。
- 事業価値向上コース …… 専門家が1日につき2時間以上で4日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。
- 計画策定コース …………… 専門家が1日につき2時間以上で5日以上企業訪問し、経営診断・改善指導、事業計画の策定を実施。

《範囲》

- 経営診断
- 事業デューデリジェンス
- 原価管理、経費削減支援
- 人材開発支援
- 税務・法務関係支援
- 経営改善計画策定支援
- 現場改善、製品開発支援
- マーケティング支援
- 財務デューデリジェンス
- 販路拡大、営業強化支援
- 店舗マネジメント
- 事業承継 等

事業の種類	実績
サポートコース(10時間コース)の実施	9社
強化コース(15時間コース)の実施	10社
事業価値向上コース(20時間コース)の実施	15社
計画策定コース(30時間コース)の実施	23社
昨年度事業において計画策定コースを実施した先に対するフォローアップ支援(フォローアップコース)の実施(※)	30社

※令和元年度に実施した「岡山経営安定サポート事業」で、「計画策定コース」をご利用いただいた中小企業者について計画策定を行った専門家を派遣し、フォローアップを行いました。

ランクアップサポート事業

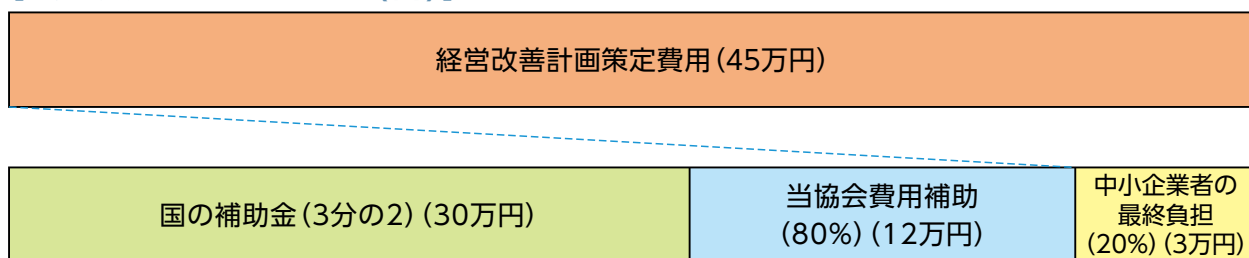
- 対象となる方(当協会の保証を利用している中小企業者)
 - ・返済緩和の条件変更を行っており、原則として直前期の決算において、EBITDA(営業利益+減価償却費)がプラスとなっている中小企業者
- 事業の内容
 - ・各部署に配置された担当者が金融・経営支援に取り組みます。
 - ・保証協会が金融機関や支援機関と連携し、中小企業者と共に経営改善を進める為のリファイナンス計画を策定し、経営の安定をサポートします。

国の経営改善計画策定支援事業に係る費用補助制度

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者が「国の認定支援機関（中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関）による経営改善計画策定支援事業」を活用して経営改善計画を策定し、金融機関から計画同意が得られた場合は、国から3分の2（上限200万円）の費用補助を受けることができます。

さらに、上記支援事業を活用した場合、モニタリング費用を除く経営改善計画策定に係る費用について、中小企業者が負担する3分の1部分の80%（上限12万円）を当協会独自で費用補助します。なお、費用補助は当協会の保証を利用している中小企業者を対象にしています。

【費用負担のイメージ図(例)】 経営改善計画策定費用45万円のケース



岡山県中小企業支援ネットワーク

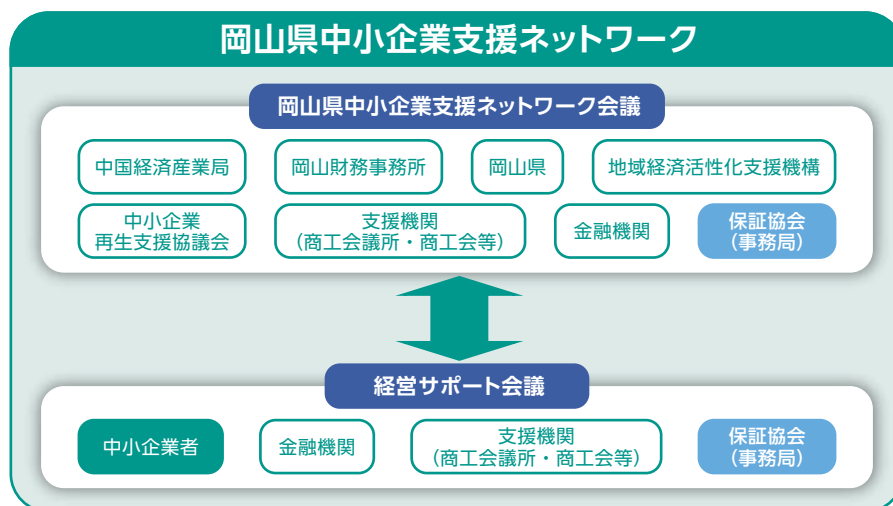
平成24年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁によって取りまとめられた「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を受け、当協会が事務局を担い、地域金融機関、中小企業支援機関、行政機関等をメンバーとして、平成24年10月に「岡山県中小企業支援ネットワーク」を構築し、中小企業者の経営改善・事業再生支援の環境整備を図っています。

《岡山県中小企業支援ネットワーク会議》

参加機関が経営支援施策、再生事例を共有し、地域全体の経営支援・再生支援に対する目線を揃えることにより、中小企業者の早期経営改善や再生を促す体制を整備し、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図ります。

《経営サポート会議》

岡山県中小企業支援ネットワークに設置された企業支援のための会議です。当協会が関係金融機関等への呼びかけを行い、事務局を努め、中小企業者の経営改善に取り組んでいます。中小企業者と融資金融機関又は支援機関の要請に基づき、関係者が一同に会し、意見交換を実施することで、中小企業者の迅速な経営改善、再生を図ることを目的としています。



令和2年度の主な取組

5月～

▶ おかやま創業サポートデスク“出張相談会”開催

岡山県商工会連合会と連携し、創業を検討している方を対象として毎月第3木曜日に相談会を開催しました。

▶ おかやま共創パートナーシップ(OCP)※にて新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置

OCPの枠組にて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の支援のため、専用ホームページ、電話による相談窓口を設置しました。

6月・12月

▶ 第17回・第18回 岡山県中小企業支援ネットワーク会議

「岡山県中小企業支援ネットワーク会議」は、地域内の金融機関、中小企業支援機関等が集い、経営支援策・再生事例の情報交換をすることで、経営支援や再生支援の目線を揃え、連携を強化し、地域全体の再生スキルの向上を図ることを目的としています。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受けて書面配布にて代替しました。

9月～

▶ おかやま共創パートナーシップ(OCP)※による各種オンラインセミナーの共催

OCPの枠組にて、各種オンラインセミナーを共催にて開催しました。



※おかやま共創パートナーシップ(OCP)

中国銀行、トマト銀行、日本政策金融公庫岡山支店、当協会にて令和2年3月31日「地方創生に関する連携協定書～おかやま共創パートナーシップ～」を締結しました。同一都道府県に本店を置く地方銀行、専門的な分野の知見と情報を持つ公的金融機関、ならびに地域の金融を支援する公的保証機関の連携は、全国的にも珍しい取組となります。地域の4機関が一丸となり地域経済の活性化に資する取組を加速させ、地方創生の実現を目指します。

広報活動・社会貢献活動の取組

多くの方々に信用保証や当協会の経営支援をご利用いただくため、様々な広報活動を実施しております。

パンフレットの作成

毎月発行される「保証月報」や、信用保証制度についてまとめた「信用保証のご案内」など、各種パンフレットやリーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。



広報活動・社会貢献活動の取組

広告の掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」や「経営支援」などに関するお知らせを掲載しています。

岡山県信用保証協会は新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆様の支援を行っています。

既存の保証付き融資を借り換えることも可能です!!

岡山県融資制度「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」
当初3年間実質無利子・無担保・据置期間最大5年・保証料減免で資金繰りを支援します。

経営相談窓口を開設しております。そのほかにも新型コロナウイルス感染症に対応する融資制度がございます。中小企業者の皆様の資金繰りを支援します。

岡山県信用保証協会
https://okayama-cgc.or.jp/

ガソリン・中小企業者の可能性を力強くアシストします!!

本会 〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23 TEL:086-243-1122
倉敷支所 〒710-8691 倉敷市大島54-2 TEL:086-425-3103
津山支所 〒708-8691 津山市大手町3-4 TEL:0868-22-7276

岡山県商工会連合会 eコマ.おかやま 2020年8月号

岡山県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆様の支援を行っています。

- 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口・「休日電話経営相談窓口」について
- 経営安全関連保証(セーフティネット保証)4号、5号について
- 危機関連保証について
- 県・市の融資制度について

制度	融資限度額	融資利率	保証料率
岡山県 経済支援対応資金	8,000万円	年 1.65%以内	危機関連保証、セーフティネット保証(責任共有対象) 年0.70% セーフティネット保証(責任共有対象外) 年0.80%
	8,000万円	年 1.15%以内	危機関連保証 年 0.70%
岡山県 危機対応資金	8,000万円	年 1.65%以内	セーフティネット保証4号 年 0.80% セーフティネット保証5号 年 0.80%
	3,000万円	年 1.31%以内	セーフティネット保証(責任共有対象) 年 0.70% セーフティネット保証(責任共有対象外) 年 0.80%
津山市 小口資金	500万円	年 1.80%以内	年0.25%~1.32% (小規模企業資金助成の適用により所定保証料率より0.2%引き下げ保証料率あり) 危機関連保証、セーフティネット保証(責任共有対象) 年0.70% セーフティネット保証(責任共有対象外) 年0.80%

詳しくは下記のご相談窓口にお問い合わせください。

OKAYAMA GUARANTEE 岡山県信用保証協会
https://okayama-cgc.or.jp/

本会 〒700-8732 岡山市北区野田2丁目12-23 TEL:086-243-1122 FAX:086-243-3096
倉敷支所 〒710-8691 倉敷市大島54-2 TEL:086-425-3103 FAX:086-425-0163
津山支所 〒708-8691 津山市大手町3番4 TEL:0868-22-7276 FAX:0868-22-7471

岡山県産業振興財団 おかやま産業情報 2020年夏号

社会貢献活動への取組

エコキャップ運動に参加しました

ペットボトルのキャップを収集し、そのリサイクルの利益で医療支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動に寄付する運動です。今回、当協会では6,235個のペットボトルのキャップを寄付しました。活動開始からの累計は76,624個になり、キャップをごみとして焼却した場合のCO2の発生量は567.31kgになります。



当協会の広告を掲載した岡電バスが運行しました

より多くの方に当協会を知っていただくため、当協会の広告を掲載した岡電バスが運行しました。



デジタルサイネージ広告を掲載しました

岡山駅東西連絡通路にデジタルサイネージ広告を掲載しました。



さにまるくんペットボトルを作成しました

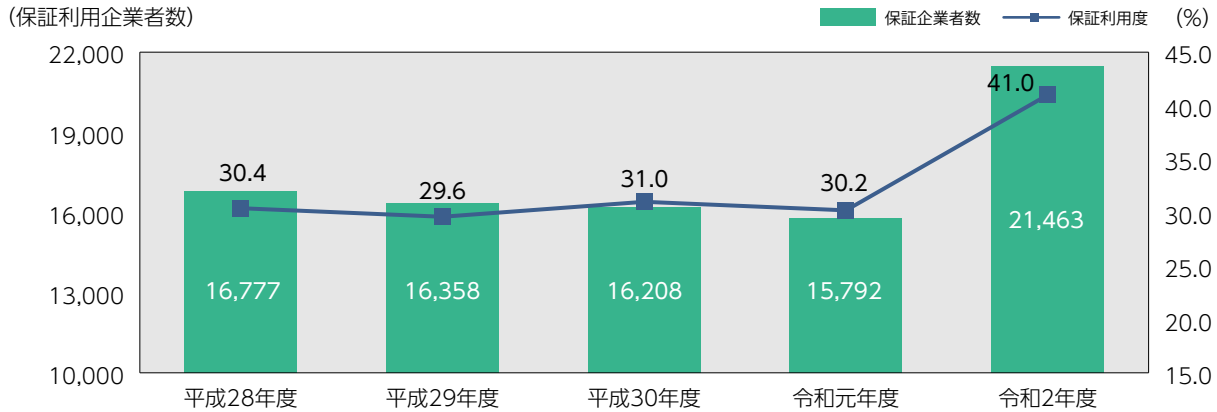
協会イメージキャラクター「さにまるくん」のペットボトルを作成しました。



信用保証の状況

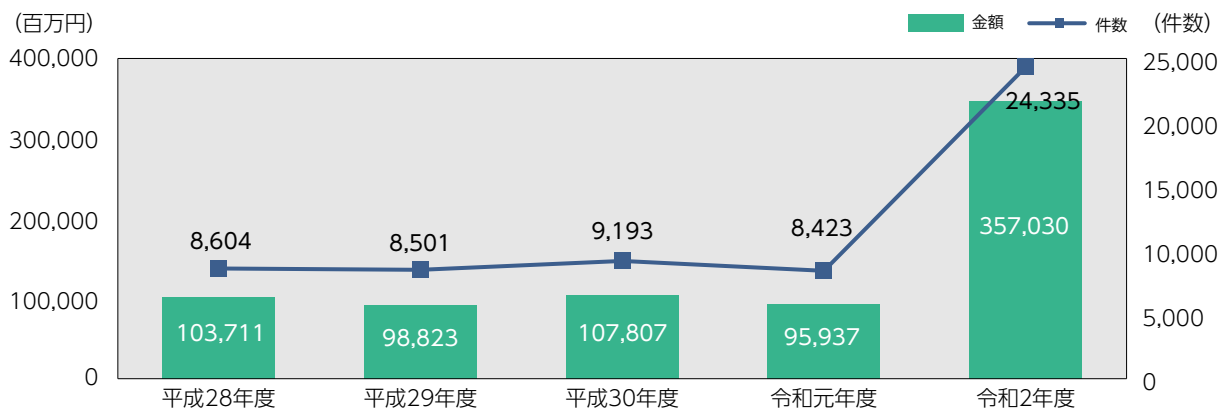
事業概況推移

保証利用企業者数・保証利用度

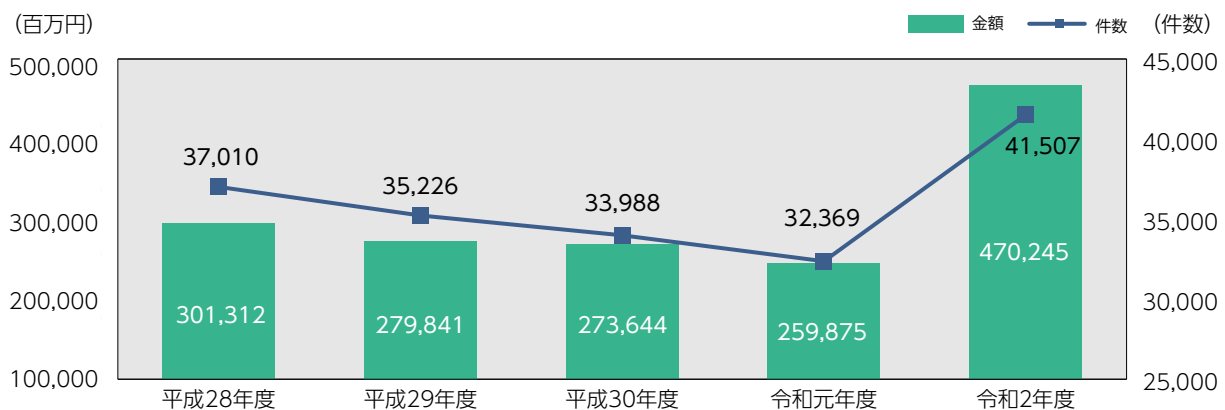


※県下中小企業者数は、中小企業白書付属総計資料の数値を利用し、 $\frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県下中小企業者数}} \times 100$ で求めています。

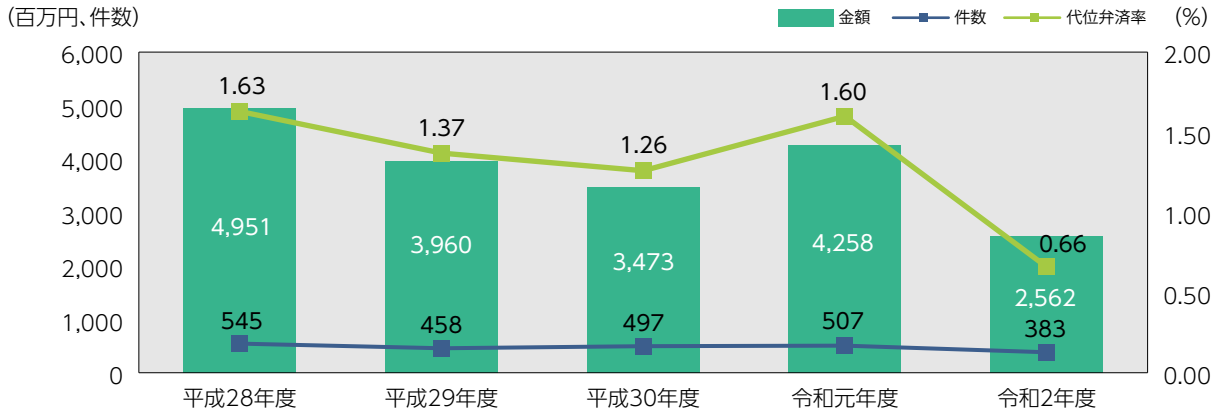
保証承諾額



保証債務残高

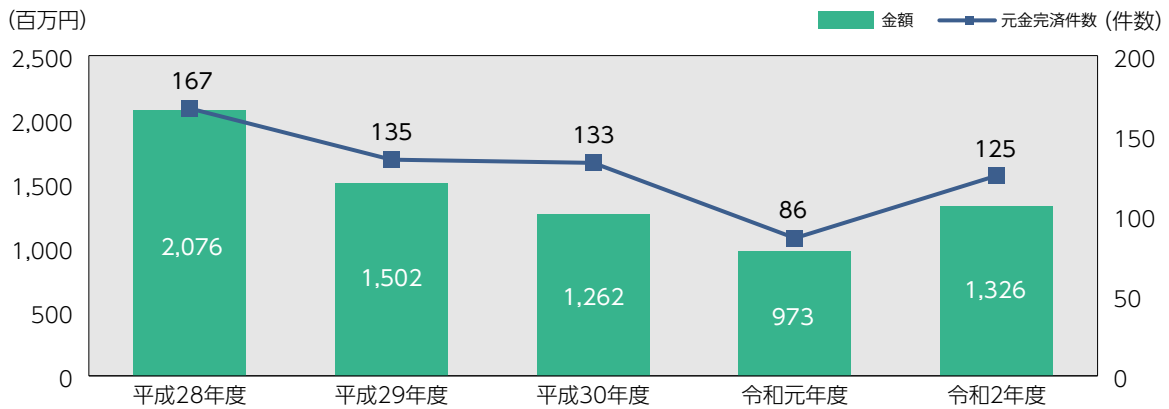


代位弁済額(元利)

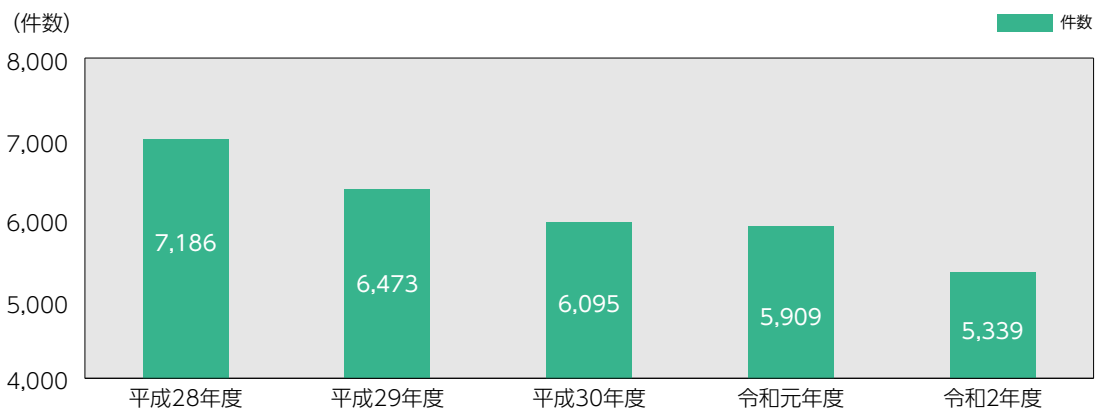


※代位弁済率:各年度の保証債務平均残高に対する代位弁済額の割合

求償権回収額(元損)

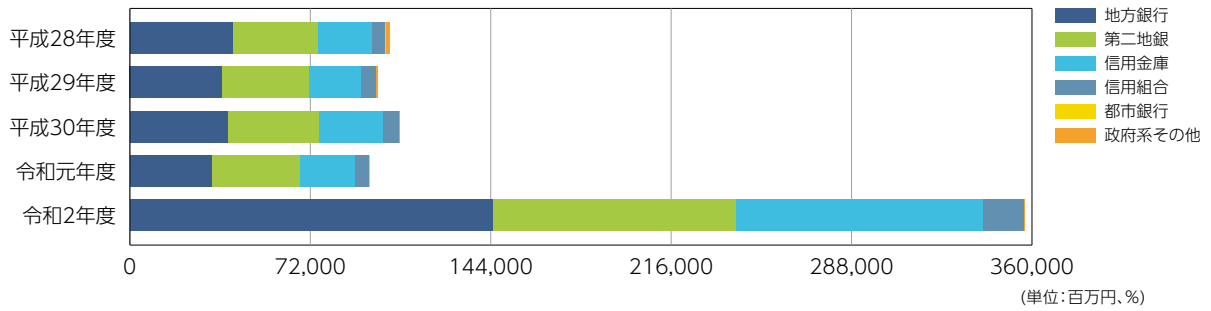


返済緩和件数



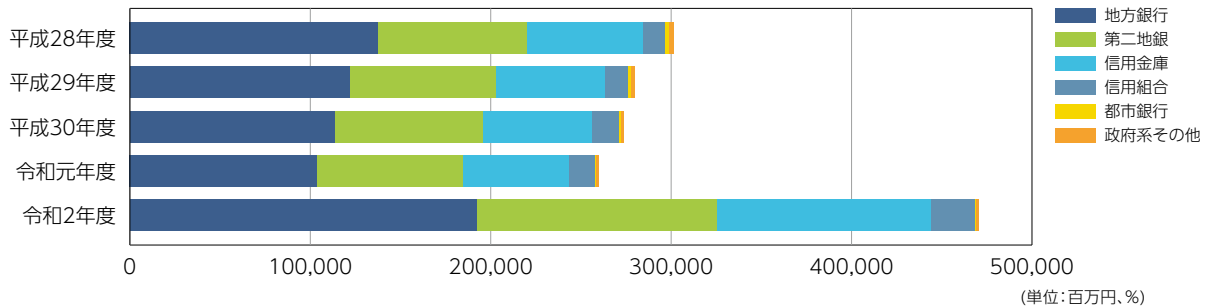
当協会では、経営改善のため再建計画を考えている中小企業者の資金繰りの改善を図るため、経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に対応しています。

保証承諾額



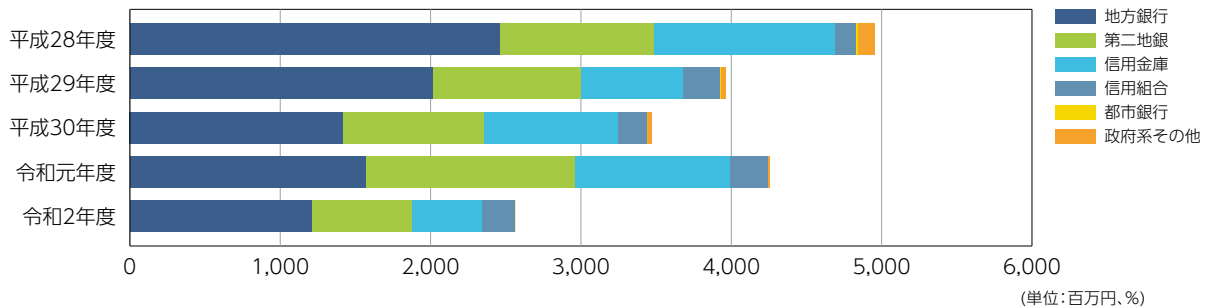
保証承諾額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
地方銀行	41,033	36,784	38,913	32,501	144,603	40.5
第二地銀	33,909	34,554	36,663	35,467	97,033	27.2
信用金庫	21,646	20,739	25,199	21,795	98,702	27.6
信用組合	5,146	5,969	6,527	5,603	16,342	4.6
都市銀行	473	267	68	177	91	0.0
政府系その他	1,505	509	437	393	258	0.1
合計	103,711	98,823	107,807	95,937	357,030	100.0

保証債務残高



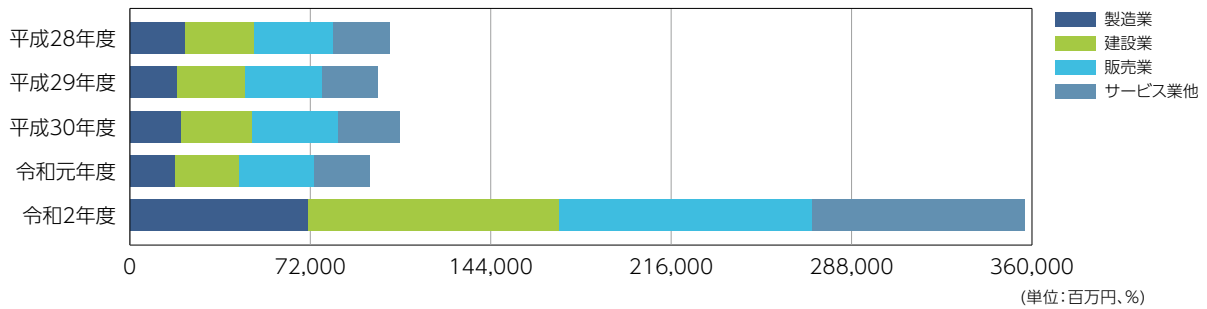
保証債務残高	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
地方銀行	137,547	121,691	113,425	103,652	192,086	40.8
第二地銀	82,465	81,189	82,081	80,927	133,062	28.3
信用金庫	64,426	60,258	60,795	58,449	118,803	25.3
信用組合	11,970	12,981	14,434	14,424	24,351	5.2
都市銀行	2,371	1,517	1,133	890	725	0.2
政府系その他	2,532	2,206	1,777	1,532	1,218	0.3
合計	301,312	279,841	273,644	259,875	470,245	100.0

代位弁済額



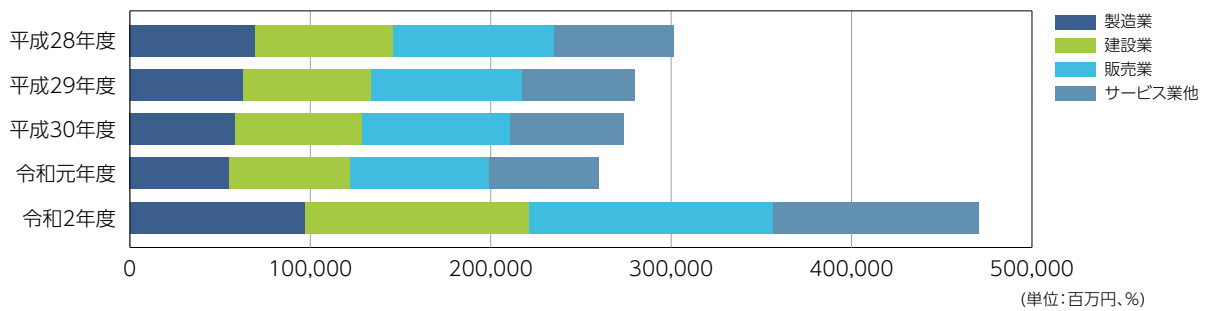
代位弁済額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
地方銀行	2,456	2,013	1,417	1,567	1,207	47.1
第二地銀	1,027	985	935	1,391	667	26.0
信用金庫	1,209	683	897	1,035	470	18.4
信用組合	134	246	192	247	218	8.5
都市銀行	16	2	0	0	0	0.0
政府系その他	110	32	32	19	0	0.0
合計	4,951	3,960	3,473	4,258	2,562	100.0

保証承諾額



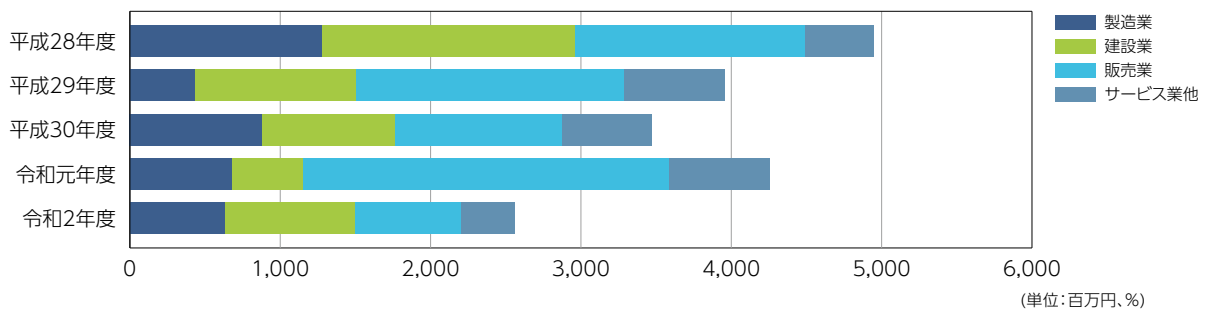
保証承諾額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
製造業	21,767	18,627	20,201	17,735	70,895	19.9
建設業	27,596	27,414	28,564	25,897	100,170	28.1
販売業	31,595	30,420	33,927	29,667	100,992	28.3
サービス業他	22,753	22,362	25,115	22,638	84,974	23.8
合計	103,711	98,823	107,807	95,937	357,030	100.0

保証債務残高



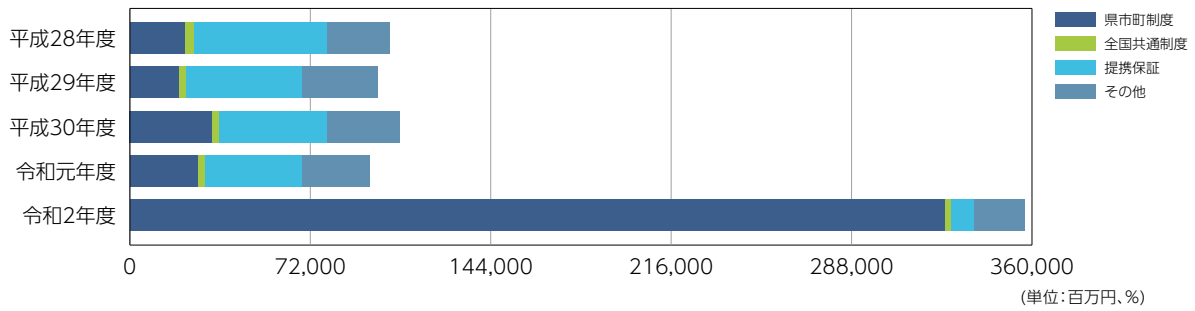
保証債務残高	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
製造業	69,307	62,424	58,258	54,937	96,721	20.6
建設業	76,393	71,394	70,068	66,618	124,331	26.4
販売業	89,258	83,310	82,380	77,566	135,474	28.8
サービス業他	66,355	62,712	62,938	60,754	113,718	24.2
合計	301,312	279,841	273,644	259,875	470,245	100.0

代位弁済額



代位弁済額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
製造業	1,275	429	879	677	629	24.6
建設業	1,682	1,073	883	472	869	33.9
販売業	1,531	1,781	1,111	2,434	701	27.4
サービス業他	462	677	599	675	363	14.2
合計	4,951	3,960	3,473	4,258	2,562	100.0

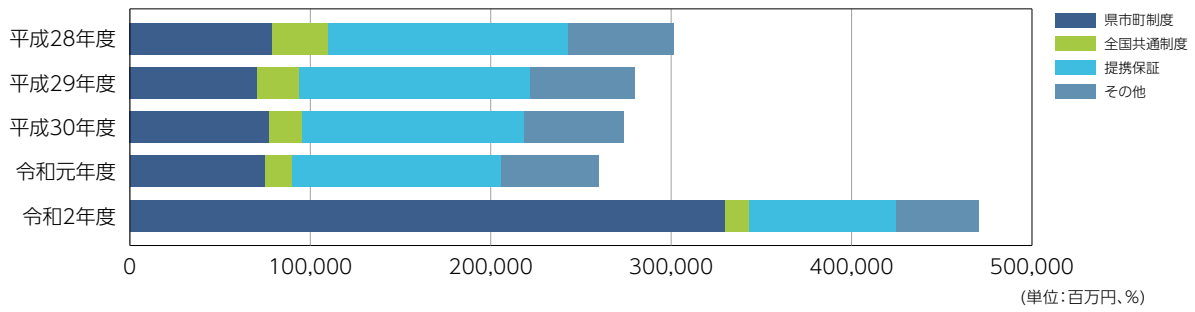
保証承諾額



保証承諾額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
県市町制度	21,745	19,351	32,734	27,085	324,959	91.0
全国共通制度	3,753	3,073	2,741	2,873	2,643	0.7
提携保証	52,912	46,263	43,073	38,444	9,248	2.6
その他	25,301	30,135	29,259	27,536	20,181	5.7
合計	103,711	98,823	107,807	95,937	357,030	100.0

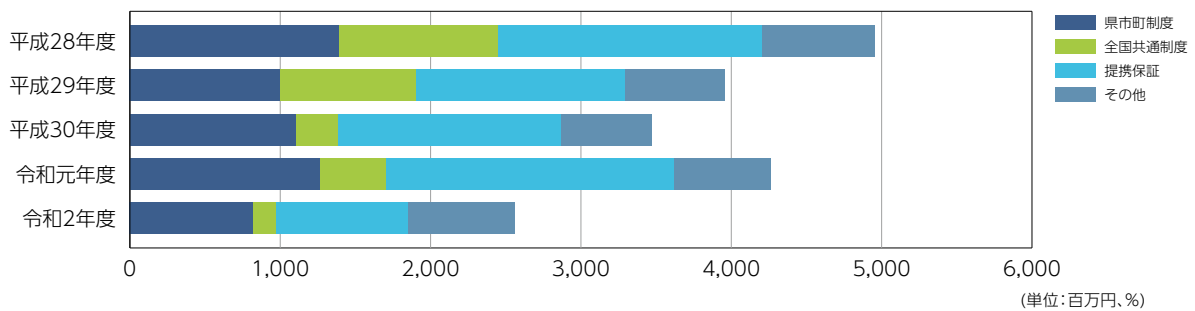
信用保証の状況

保証債務残高



保証債務残高	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
県市町制度	78,740	70,449	77,087	74,471	329,416	70.1
全国共通制度	30,533	22,738	17,988	14,972	13,386	2.8
提携保証	133,483	128,467	123,218	116,213	81,921	17.4
その他	58,556	58,189	55,351	54,218	45,522	9.7
合計	301,312	279,841	273,644	259,875	470,245	100.0

代位弁済額



代位弁済額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	構成比
県市町制度	1,389	998	1,100	1,260	819	32.0
全国共通制度	1,057	904	283	442	148	5.8
提携保証	1,757	1,387	1,483	1,917	884	34.5
その他	748	671	608	640	711	27.7
合計	4,951	3,960	3,473	4,258	2,562	100.0

令和2年度事業報告

令和2年度の業績

令和2年度の業績は次のとおりとなりました。

●基本財産・支払準備率

(単位:百万円、%)

基本財産	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比
金額	34,270	34,486	34,719	100.7

基金準備金に234百万円の繰入を行い、基本財産は34,719百万円となりました。

(単位:%)

支払準備率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比
	20.25	21.23	13.95	▲7.28

流動資産から借入金を控除した支払準備資産(代位弁済に支障をきたさないための準備資金)の保証債務残高に対する割合で示す支払準備率(経理基準により2.0%以上必要)は13.95%となり、前年度に対し7.28ポイント減少しました。

●保証業務

(単位:百万円、%)

保証承諾	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比
件数	9,193	8,423	24,335	288.9
金額	107,807	95,937	357,030	372.2

中小企業・小規模事業者が、コロナ禍においてかつてない売り上げ減少に見舞われる中、令和2年5月の「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設以降、保証申込が急増したため、審査体制を強化し、金融機関等と連携を図りながら、総力を挙げて迅速な資金繰り支援に取り組みました。その結果、保証承諾は前年度実績比372.2%と大幅に増加しました。

(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比
件数	33,988	32,369	41,507	128.2
金額	273,644	259,875	470,245	181.0

「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」により、保証承諾が大幅に増加したことにより、保証債務残高も前年度実績を大きく上回りました。

●代位弁済・求償権の管理

(単位:百万円、%)

代位弁済	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比
件数	497	507	383	75.5
金額	3,473	4,258	2,562	60.2
代位弁済率	1.26	1.60	0.66	増減ポイント ▲0.94

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は、多くの中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を与えましたが、「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」や各種補助金・助成金等、国や自治体の支援策の効果もあり、代位弁済が抑制されました。

(単位:百万円、%)

求償権回収	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年比
完済件数	133	86	125	145.3
金額	1,262	973	1,326	136.2

破産等の法的整理や無担保・第三者保証人非徴求の求償権が増加してきており、回収環境は厳しい状況にありますが、担保処分や再生案件等の大口回収があった為、求償権回収(元金及び損害金)は前年度実績を上回りました。

外部評価委員の評価

当協会は、業績の客観的な評価を行うことを目的として、外部評価委員会を設置しています。

年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見等につきましては、当協会ホームページ(<https://okayama-cgc.or.jp/>)に掲載しています。

収支計算書

【令和2年4月1日から令和3年3月31日】 (単位:千円)

科目	金額
経常収入	4,931,190
保証料	3,960,538
預け金利息	1,456
有価証券利息・配当金	503,127
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	9,959
事務補助金	72,963
責任共有負担金	362,843
雑収入	20,304
経常支出	3,092,744
業務費	1,071,739
借入金利息	0
信用保険料	1,961,501
責任共有負担金納付金	1,964
雑支出	57,540
経常収支差額	1,838,446
経常外収入	4,719,645
償却求償権回収金	151,369
責任準備金戻入	1,559,969
求償権償却準備金戻入	313,843
求償権補てん金戻入	2,686,954
保険金	2,487,306
損失補償補てん金	199,647
補助金	0
その他収入	7,509
経常外支出	6,092,499
求償権償却	3,165,347
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	2,443
退職金	3,429
責任準備金繰入	2,822,170
求償権償却準備金繰入	89,354
その他支出	9,756
経常外収支差額	▲ 1,372,854
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	465,592
収支差額変動準備金繰入額	232,000
基本財産繰入額	233,592

保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく信用保証料です。

責任共有負担金

金融機関との適切な責任共有を図るため、金融機関から協会への負担金として交付を受けたものを計上しています。

責任共有負担金納付金

上記の責任共有負担金のうち、日本公庫へ納付した金額を計上しています。

求償権償却

当年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した額や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額として一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

基本財産・収支差額変動準備金に全額組み入れ、当協会が健全な経営を行い公共的使命を果たしていく上で必要な基本財産等の充実に図ります。

預け金利息、有価証券利息・配当金

金融機関に預け入れた預金の受取利息と有価証券等からの利息配当金です。

信用保険料

日本公庫へ支払う信用保険料です。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金からなっています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務の額に対して一定の割合を積み立てています。

貸借対照表

【令和3年3月31日現在】

(単位:千円)

現金、預け金
代位弁済の支払準備資産等として金融機関へ預け入れしています。

有価証券
安全有利な資産運用を行うため、政府保証債・地方債などを保有しています。

ファンド出資
官民共同で中小企業者の再生、経営改善を支援する「おかやま活性化ファンド」に出資しています。

求償権
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに償却(回収困難なもの、及び日本公庫からの保険金及び地方公共団体・全国信用保証協会連合会からの損失補償補てん金を受領したものを控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	1,545	基本財産	34,719,101
預け金	9,646,498	基金	5,508,065
金銭信託	0	基金準備金	29,211,036
有価証券	55,970,447	制度改革促進基金	0
その他有価証券	4,916	収支差額変動準備金	15,369,000
新株予約権	0	責任準備金	2,822,170
再生ファンド出資	4,916	求償権償却準備金	89,354
動産・不動産	1,424,081	退職給与引当金	716,275
事業用不動産	1,361,078	損失補償金	14,526,006
事業用動産	63,003	保証債務	470,245,030
所有動産・不動産	0	求償権補てん金	0
損失補償金見返	14,526,006	借入金	0
保証債務見返	470,245,030	雑勘定	14,858,594
求償権	436,616	仮受金	34,331
譲受債権	0	保険納付金	178,521
雑勘定	1,090,391	損失補償納付金	14,783
仮払金	2,846	未経過保証料	14,626,418
保証金	0	未払保険料	4,178
厚生基金	107,772	未払費用	363
連合会勘定	0		
未収利息	89,427		
未経過保険料	890,347		
合 計	553,345,529	合 計	553,345,529

基本財産
一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」及び過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合など協会経営の安定のために積み立てています。

責任準備金
将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務の額に対して一定の割合を積み立てています。

損失補償金
地方公共団体等が協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額の償却後の残額を計上しています。

保証債務
保証債務残高を計上しています。

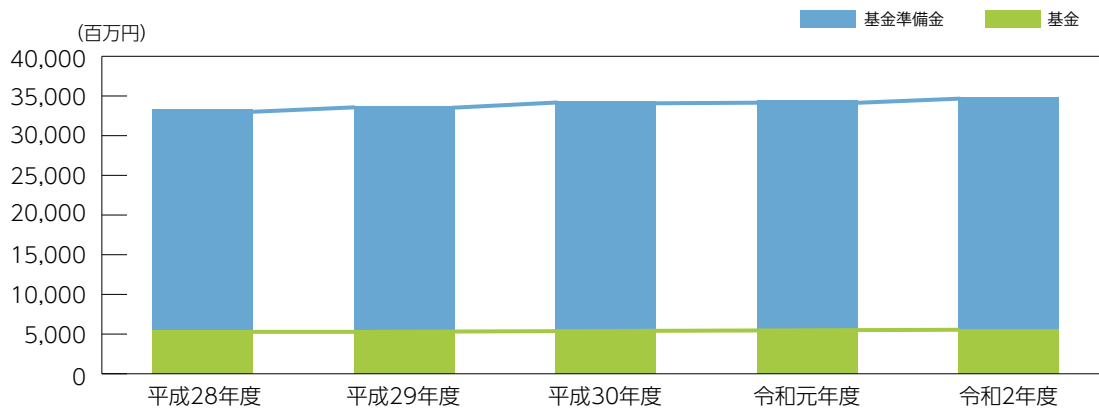
未経過保証料
受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

基本財産の推移

当年度は当期収支差額のうち、234百万円を基金準備金へ繰り入れ、当年度末の基本財産は34,719百万円となりました。

(単位:千円)

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
平成28年度	33,181,770	5,508,065	27,673,705
平成29年度	33,834,565	5,508,065	28,326,500
平成30年度	34,269,981	5,508,065	28,761,916
令和元年度	34,485,509	5,508,065	28,977,444
令和2年度	34,719,101	5,508,065	29,211,036

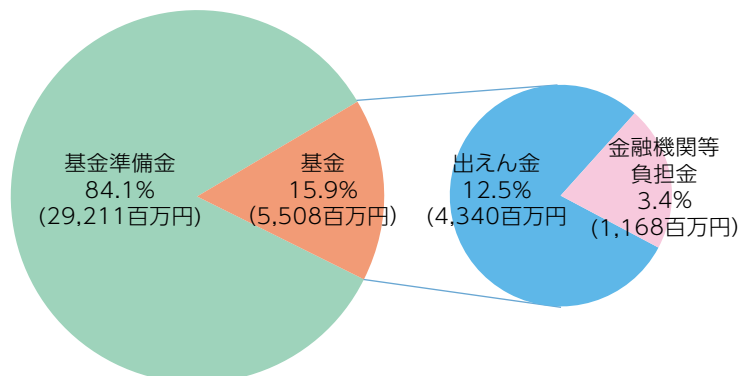


基本財産の構成

基本財産は「基金」と「基金準備金」で構成されています。
「基金」は保証協会外部からの拠出である「出えん金」と「金融機関等負担金」から成ります。
「基金準備金」は、毎事業年度の収支差額の一部を基本財産に繰り入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

(単位:千円、%)

基本財産	金額		構成比
	基金	5,508,065	15.9
	出えん金	4,340,231	12.5
金融機関等負担金	1,167,834	3.4	
基金準備金	29,211,036	84.1	



令和3年度～令和5年度中期事業計画

業務運営方針

当協会としては、新型コロナウイルス感染症や自然災害等の突発的な事象によって経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者が、早期に活力ある事業活動を行えるよう、金融支援はもとより、経営改善支援、事業再生支援、事業転換・事業承継支援や条件変更先への正常化支援等にも軸足を置き、中小企業・小規模事業者の生産性のさらなる向上とコロナ後の新たな日常を踏まえた地域経済の力強い回復に向け貢献していきます。

併せて、地方創生に一層の貢献を果たすべく、地方自治体、金融機関、中小企業支援機関等とも連携し、創業前から創業後までの一貫した支援体制による創業支援の充実を図ります。

中小企業・小規模事業者への支援にあたっては、金融機関との適切な協調体制や中小企業支援機関等との連携をより一層強化し、中小企業・小規模事業者に寄り添ったきめ細かな支援に積極的に取り組みます。

また、当協会が行う経営支援をより実効性のあるものとするため、経営支援にかかる各種データを蓄積し、経営支援実施前後の効果を検証して、以後の経営支援業務へ反映させる試行・準備に着手します。

加えて、求償権の回収においては、「回収部門における基本ポリシー」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」に基づく対応により、効率性を重視した管理・回収に努めるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応により、経営者の再起の可能性を支援します。

内部統制面においては、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理体制等の強化を図り、透明性と健全性を確保しながら事業継続性を高めていきます。

また、人材育成にもより一層注力することで、高度化・複雑化する経済環境や信用保証協会を取り巻く環境に適時・的確に対応していきます。

これらを総合的に実施し、顧客サービスをより一層向上させ、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指します。

1. 個々の中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の推進

- ① 経営支援・事業再生支援の充実、強化
- ② 経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
- ③ 創業支援の充実、強化
- ④ 事業承継支援の充実、強化
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応
- ⑥ 期中支援、管理の強化
- ⑦ 求償権管理の強化、効率化

2. 地域密着型の業務推進

- ① 中小企業・小規模事業者との接点強化
- ② 金融機関及び中小企業支援機関との連携強化
- ③ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ④ 広報活動の充実

3. 組織力の強化

- ① 組織の活性化と強化
- ② 次期基幹共同システムへの移行及び信用保証業務の電子化への対応
- ③ 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

4. コンプライアンスの徹底

- ① コンプライアンス体制の充実、強化
- ② 反社会的勢力の排除

5. 危機管理体制の強化

令和3年度経営計画

● 保証部門

【現状認識】

中小企業・小規模事業者においては、後継者不在問題や人手不足等の従来からの課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動が抑制された状況下であり、未曾有の危機に直面しています。

当協会は、中小企業施策の一翼を担う機関として、中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により経営の安定及び資金繰りに支障が生じないよう、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、個々の中小企業・小規模事業者の実情を的確に把握して、金融支援や経営改善支援、事業再生支援、事業転換・事業承継支援や条件変更先への正常化支援等に積極的に取り組む必要があります。

【具体的な課題と課題解決のための方策】

(1) 経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

中小企業・小規模事業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、経営課題を的確に把握し、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」(以下、「経営支援強化促進補助事業」という。)を活用した専門家派遣等、時宜にかなった支援を実施します。また、支援にあたり金融機関や中小企業支援機関との連携体制をさらに深化させ、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、危機的状況に立たされている中小企業・小規模事業者の早期回復に向けた支援に取り組みます。

(2) 創業支援の充実、強化

新型コロナウイルス感染症等の影響により、創業者や創業予定者は様々な課題や不安を抱えていることから、創業支援の窓口として引き続き協会内に「創業サポートデスク」を設置します。また、創業後間もない先に対する定期的なモニタリングの実施によりフォローアップを行い、業況や課題の把握に努めるとともに、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、それぞれの専門知識や支援メニューを活用して積極的な創業支援に取り組みます。

中小企業支援機関等と連携し実施している各種セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、様々な形式での開催を検討していきます。

(3) 事業承継支援の充実、強化

経営者の高齢化により事業承継の必要性が高まるなか、事業承継の課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して、金融機関と協力し課題把握に努めるとともに、必要に応じて岡山県事業承継ネットワークと連携した支援や「経営支援強化促進補助事業」を活用した専門家派遣、事業承継関連の保証制度の利用を提案する等、円滑な事業承継に向けて積極的な支援に取り組みます。

(4) 「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に即して、金融機関等と連携し、経営者保証を不要とする保証や連帯保証人免除等に適切に対応していきます。

(5) 中小企業・小規模事業者との接点強化

中小企業・小規模事業者の現状把握を的確に行うため、「顔の見える保証協会」として企業訪問等により経営者と直接対話する機会を積極的に設け、対話を通じて把握した多様なニーズや課題に応えていくことで、より顧客に寄り添ったサービスの提供に努めます。また、コロナ後の新たな日常も踏まえ、オンラインを活用した面談等、非対面での対話方法も検討していきます。

(6) 金融機関及び中小企業支援機関との連携強化

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し未だ収束の目途が立たない状況において、従来のビジネスモデルを変更せざるを得ないなど、中小企業・小規模事業者の抱える課題はより深刻化してきています。これまで以上に個々の中小企業・小規模事業者の実情を詳細に把握し、よりきめ細かで幅広い支援が必要となってくることから、岡山県中小企業支援ネットワーク会議等を活用し、金融機関、中小企業支援機関等と情報交換を密にすることで、相互の支援メニューを複合的に活用する等、質の高いサービスの提供に努め、事業の持続的発展に向けた各種支援に取り組みます。

(7) 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

地域に根差した信用保証協会として、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による地域経済への負の影響を最小限に留め、中小企業・小規模事業者が早期に活力ある事業活動を行えるよう、国や地方自治体、金融機関、中小企業支援機関等と連携し、経営改善、事業再生、創業、事業承継支援等を積極的に

行うとともに、引き続き再生ファンドへの出資や「おかやま共創パートナーシップ」の枠組み等を通じて、地方創生に一層の貢献を果たしていきます。

(8) 広報活動の充実

ホームページや各種メディア媒体等を活用し、国、地方自治体の施策や当協会の支援メニュー等について、迅速かつ分かり易い情報発信を行うことで、より多くの中小企業・小規模事業者へ各種支援が行きわたるように努めます。

また、当協会のイメージキャラクター「さにまるくん」を広報物等に積極的に活用することにより、身近な支援機関として協会に対する親しみやすさを醸成します。

● 期中管理・経営支援部門

【現状認識】

年々深刻化する人手不足や後継者不在問題に加えて、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、様々な課題を抱える中小企業・小規模事業者が多く存在するなかで、期中管理・経営支援の重要性は増してきています。特にコロナ禍において、かつてない売上減少に見舞われた中小企業・小規模事業者が事業継続を断念することが無いよう、金融機関や中小企業支援機関等と連携・協力し、事業の回復に向けた資金繰り支援や経営改善支援、事業再生支援、事業転換・事業承継支援や条件変更先への正常化支援等に積極的に取り組む必要があります。

【具体的な課題と課題解決のための方策】

(1) 経営支援・事業再生支援の充実、強化

① 中小企業支援ネットワーク、経営サポート会議の活用

当協会が事務局を担い金融機関や中小企業支援機関等が参加する「岡山県中小企業支援ネットワーク会議」において参加機関の取組事例の発表や支援メニューなどの情報交換を行い、支援方針等の目線合わせを行うことで参加機関が連携し、相互の専門知識等を活かした幅の広い支援に繋がるように努めます。また、個々の中小企業・小規模事業者の支援については、「経営サポート会議」を積極的に活用し、課題・問題点を共有することで、金融支援・経営支援の両面を一体的に実施します。

会議の開催方法については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、様々な形式での開催を検討していきます。

② 事業再生支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、業況悪化が顕著となった中小企業・小規模事業者の事業再生支援に対する要請は、今後増加するものと予想されることから、金融機関や岡山県中小企業再生支援協議会、おかやま活性化ファンド等との連携を強化し、リスケジュール、DDSや第二会社方式等の再生手法による事業再生支援に積極的に取り組みます。

③ 経営支援の効果測定

今後の経営支援をより実効性のあるものとするため、経営支援の効果測定に必要なデータの蓄積を開始します。

(2) 返済緩和先や経営の安定に不安を抱える先に対する正常化支援・再生支援の実施

① 「経営支援強化促進補助事業」を活用した専門家派遣の利用促進

業績低迷等により経営の安定に不安を抱えている先や、コロナ禍において業態転換、新たな生活様式への対応等が必要な先に対しては、「経営支援強化促進補助事業」を活用し、個々の課題に応じた専門家派遣を提案し、課題解決、業績改善に向け積極的に支援します。

② ランクアップ支援の強化

保証経営支援部署及び経営支援統括部署を中心とした体制により、組織的にランクアップ支援に取り組みます。支援にあたっては、金融機関と連携し、中小企業・小規模事業者の業況及び課題把握を行い、必要に応じ専門家派遣や経営安定サポート会議等を活用して、保証口数整理やリファイナンスによる早期の金融正常化支援及び経営改善支援を行います。

(3) 期中支援、管理の強化

中小企業・小規模事業者の抱えている課題は多様化してきていることから、金融機関等との連携を強化することで、早期の現状把握に努め、迅速な経営支援等を行うとともに、経営改善に向けて努力する中小企業・小規模事業者に対しては、経営改善計画の策定や専門家派遣の活用、正常先へのランクアップ支援等、さらなる改善に向けた支援に取り組みます。

(4) 岡山経営安定サポート事業のフォローアップの実施

過去に実施した「岡山経営安定サポート事業」のうち、「計画策定コース」を利用して計画策定を行った中小企業・小規模事業者に対しては、企業訪問や専門家派遣等を実施し、その後の事業計画の進捗状況をモニタリングします。

モニタリングの方法については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、非対面での方法も検討していきます。

● 回収部門

【現状認識】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難な先も出て来てきており、今後は代位弁済の増加が予想されます。一方で、経営者保証を不要とする保証の増加、第三者保証人の原則非徴求や有担保求償権の減少により、求償権の回収は年々困難さを増しています。このような状況において当協会は、「回収部門における基本ポリシー」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」などに基づく対応により、求償権の効率的な管理・回収に努めるとともに、経営者及び連帯保証人の再チャレンジ支援や事業再生支援にも取り組む必要があります。

【具体的な課題と課題解決のための方策】

(1) 求償権の効率的な管理・回収

新型コロナウイルス感染症の長期化により、今後は代位弁済の増加が予想されることから、初動の徹底により早期に回収の可能性を見極めるとともに、「回収部門における基本ポリシー」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」に基づく対応により、効率性を重視した管理・回収に努めます。

また、回収見込みがないと判断した求償権については、管理事務停止・求償権整理の実施により回収業務の効率化を図ります。

(2) 再生支援への取組

事業を継続している求償権債務者の中で、再生の可能性がある中小企業・小規模事業者については、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、経営サポート会議や求償権消滅保証等を活用した事業再生・金融正常化支援に取り組めます。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応による経営者の再チャレンジ支援にも取り組めます。

● その他間接部門

【現状認識】

信用保証協会に求められる役割は、金融支援、経営支援、創業支援、事業承継支援等多岐にわたり、重要度も増えています。当協会がそれらの役割を担いながら、より一層の顧客満足度の向上を図っていくためには、協会業務の多様化、高度化に対応できる人材の育成を図るとともに、組織の活性化と強化が必要です。

また、健全かつ適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理等の内部統制、検査体制のより一層の充実、さらに、次期基幹共同システムへの確実な移行を実現すべく、業務運営や事務取扱の見直し等に職員一丸となって取り組む必要があります。

【具体的な課題と課題解決のための方策】

(1) 組織の活性化と強化

① 組織体制の整備

現状の組織の課題や問題点を抽出・把握し、今後の協会運営を考えた合理的・効率的な組織体制を検討します。

また、育児・介護休業の取得を含め、職員が働きやすく、活躍しやすい職場環境を整え、労働生産性を向上させます。

② 組織体制の維持

長期的な協会運営を見据えた計画的な職員採用のために、広報の充実やWEBの活用等により採用活動全般の充実を図ります。

また、熟練職員や定年後再雇用者が保有する知識や経験を若手職員へ伝承することで、組織力の維持・強化を図ります。

(2) 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

① 職員研修の充実

中小企業・小規模事業者の抱える課題解決に向けた助言・提案が行える人材を育成するため、中小企業診断士の資格取得を支援するほか、連合会主催の研修や関係機関が開催する研修等への積極的な参加により、専門的知識の習得やコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、若手職員の早期レベルアップに向けて、内部研修やOJTの充実を図ります。

② ワークライフバランスの推進

働き方改革を踏まえ、積極的な休暇の取得を促し、仕事と生活に調和とメリハリのある時間の活用を推進して、職員一人ひとりが柔軟で豊かな発想力を高めることを目指します。

(3) 次期基幹共同システムへの移行及び信用保証業務の電子化への対応

令和3年7月に予定している次期基幹共同システムへの確実な移行を実現すべく、組織を挙げて取り組みます。

地方自治体や金融機関等の関係機関へは、移行後の業務運営や事務取扱の見直し等を丁寧に説明し、相互の業務に支障が生じないように努めます。本番稼働後は、保証協会システムセンター等との連携のもと、システムの安定的な運用に努め、確実な業務運営に繋がります。

また、全国信用保証協会連合会の問題別研究会が課題とする信用保証業務の電子化にも適時・的確に対応します。

(4) コンプライアンスの徹底

① コンプライアンス体制の充実・強化

公的機関である信用保証協会の社会的使命を果たすため、毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンス関連の全体研修や部署別研修の内容を充実させ、規程やコンプライアンス・マニュアル等の周知徹底を図ります。

また、コンプライアンス・チェックシートによる意識調査分析を行い、より一層のコンプライアンス体制の充実・強化に努め、コンプライアンスを重視した業務遂行を徹底します。

② 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、岡山県警察本部、岡山県暴力追放運動推進センター、金融機関、弁護士等と連携し、一切の関係遮断に取り組みます。

(5) 危機管理体制の強化

自然災害や感染症拡大等の緊急時に備え、事業継続計画をより実効性のあるものとするため、平時から研修や訓練を実施することにより、緊急時でも業務運営に支障をきたすことがないよう、危機管理体制を強化します。

また、次期基幹共同システムへの移行に伴い、共同版「事業継続計画」(BCP)の策定に取り組み、緊急事態が発生した場合においても業務を継続するための対策を講じることで、事業継続性を高めます。

事業計画

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度	前年実績比
保証承諾	114,846	32.2
保証債務残高	427,113	90.8
代位弁済	5,283	206.2
求償権回収	1,061	80.0

2021年6月発行

岡山県信用保証協会 総務企画部 企画情報課

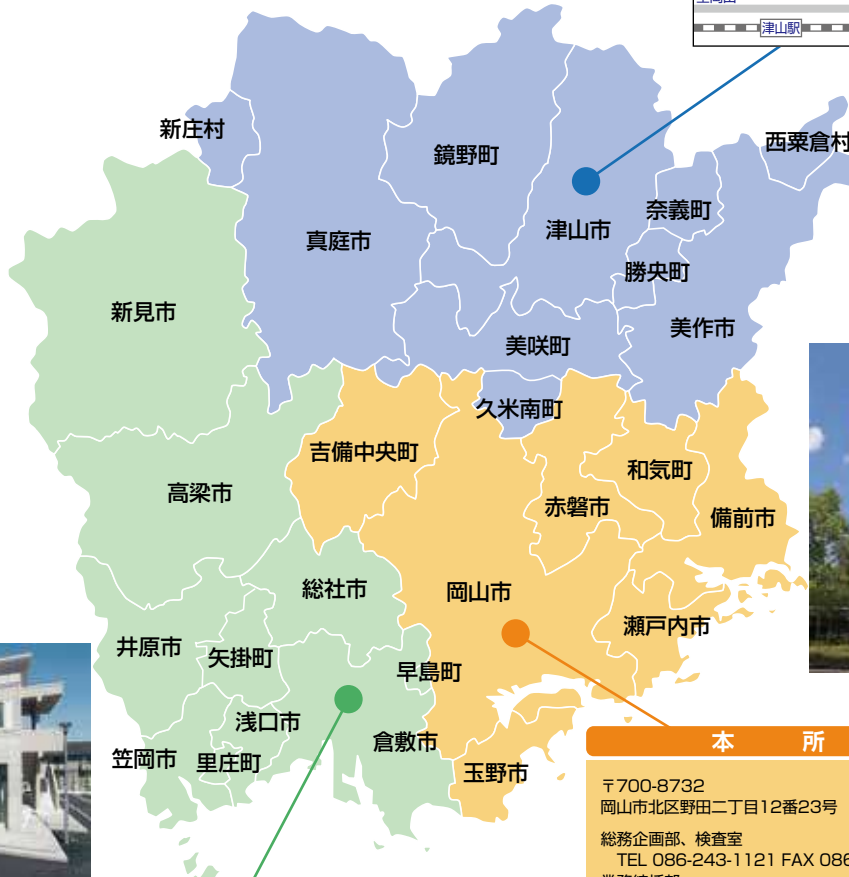
〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号
TEL 086-243-1121
<https://okayama-cgc.or.jp/>

事業所及び担当区域のご案内



津山支所

〒708-8691
津山市大手町3番の4
TEL 0868-22-7276 FAX 0868-24-4471



倉敷支所

〒710-8691
倉敷市大島54番地2
TEL 086-425-3103 FAX 086-426-6763



本所

〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号

総務企画部、検査室
TEL 086-243-1121 FAX 086-244-3823

業務統括部

- 業務統括課
TEL 086-243-1140 FAX 086-244-3807
- 管理統括課
TEL 086-243-1123 FAX 086-244-3807
- 創業・経営支援統括課
TEL 086-243-1124 FAX 086-244-3807

保証経営支援部

- 保証事務課
- 保証経営支援一課
TEL 086-243-1122 FAX 086-244-3896
- 保証経営支援二課



さしまるくん

岡山県信用保証協会イメージキャラクター 「さしまるくん」

- 晴れの国岡山県の太陽から生まれた「さしまるくん」。
- 名前の由来は英語のSUNNY。
 - 顔は、岡山県の形であるとともに、太陽の炎をモチーフにしています。
 - 岡山県信用保証協会のイメージカラーであるブルーのマントをつけています。

